

日本におけるサステナビリティ開示基準案の公表 ーIFRS サステナビリティ開示基準を基礎とする SSBJー

板津 直孝

■ 要 約 ■

1. サステナビリティ基準委員会（SSBJ）は 2024 年 3 月、日本におけるサステナビリティ開示基準の公開草案を公表した。同公開草案は、プライム上場企業における有価証券報告書での開示を想定する。同公開草案に基づく非財務情報は、国際財務報告基準（IFRS）のほかに、日本会計基準や米国会計基準及び修正 IFRS に基づいて作成された財務諸表に対しても、補完することができるとしている。公開草案の最終化後、金融庁が法定開示への適用を検討する予定であるが、日本の基準の位置付けが明確になったことを踏まえ、投資家及びグローバル企業は、先行する欧米の開示要請との違いを整理することが重要となる。
2. 公開草案の基準構成や開示要件は、概ね IFRS サステナビリティ開示基準と同様であるが、日本の法令等を踏まえた公開草案独自の規定を定めている。独自に追加した開示は、IFRS サステナビリティ開示基準に基づく開示情報作成の過程で入手する情報の範囲内で、作成可能なものに限定されている。
3. 公開草案は、情報利用者として投資家を想定し、財務上の重要性を概念としている。連結子会社などからの温室効果ガス（GHG）排出量の開示では、財務会計で用いられている連結基準と同じ基準を適用することが、GHG プロトコルが推奨する排出量報告の目的適合性を満たすことになる。現行の IFRS などの連結基準を踏まえると、経済的実質を優先して適用する持分割合アプローチが相当すると言える。
4. ただし、公開草案ではアプローチの選択適用を認めている。そのため、選択したアプローチが連結財務諸表に含まれる事業体の範囲と異なる場合は、排出量の測定と財務会計との結合性、さらには連結財務諸表との整合性と比較可能性も損なわれる懸念に、留意する必要がある。

野村資本市場研究所 関連論文等

- ・板津直孝「企業内容等の開示に関する内閣府令等の改正ーサステナビリティに関する企業の取組の開示ー」『野村サステナビリティクォーターリー』2023 年春号。

I 日本におけるサステナビリティ開示基準の方向性

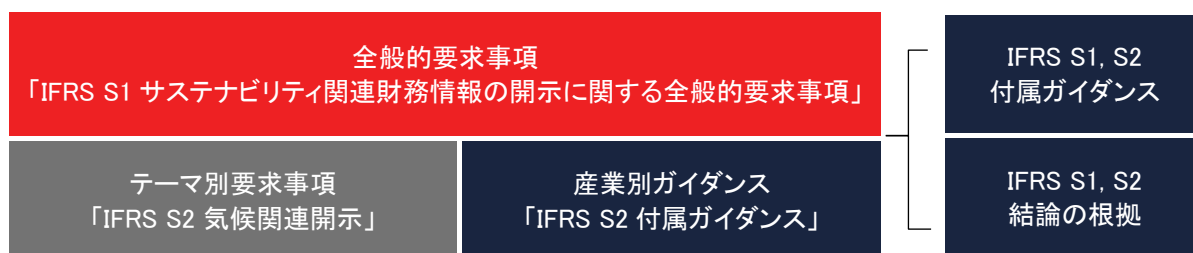
サステナビリティ基準委員会（SSBJ）は 2024 年 3 月、「サステナビリティ開示ユニバーサル基準」及び「サステナビリティ開示テーマ別基準」の公開草案（以下、公開草案とする）を公表した。SSBJ は、日本におけるサステナビリティ開示基準を開発することなどを目的として、財務会計基準機構（FASB）によって 2022 年 12 月に設立された¹。

公開草案は、金融庁が 2023 年 1 月に改正した「企業内容等の開示に関する内閣府令」等に基づき、「IFRS サステナビリティ開示基準」²を基礎としている。同基準は、国際財務報告基準財団（IFRS 財団）の国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）によって作成され、企業価値の評価における投資家の情報ニーズを満たすように設計されており、金融資本市場の持続可能性に関する情報開示の包括的でグローバルなベースラインを形成している。同基準に基づくサステナビリティ関連財務情報は、一般目的財務報告書³の一部を構成する。主な情報利用者として投資家を中心とする金融資本市場の参加者を想定し、企業に及ぶ財務的な影響を重視する財務情報と同様の財務的重要性を概念としている。内閣府令では、IFRS サステナビリティ開示基準を踏まえ、SSBJ において迅速に具体的な開示内容の検討に取り掛かることが期待されるとした。

IFRS サステナビリティ開示基準の基本的な基準構成は、全般的要求事項を定めた「IFRS S1 サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」、テーマ別要求事項を定めた「IFRS S2 気候関連開示」、産業別ガイダンスである「IFRS S2 付属ガイダンス」から成り、IFRS S1 及び IFRS S2 に対しては、別途、「付属ガイダンス」と「結論の論拠」がある（図表 1）。いずれも 2023 年 6 月に公表された。

金融庁が IFRS サステナビリティ開示基準を重視する背景のひとつには、財務情報の分野における、日本企業の国際財務報告基準（IFRS）任意適用の増加がある。日本の IFRS 適用企業数は、2023 年 6 月末時点で 254 社に上る。同時点での IFRS 適用企業の時価総額

図表 1 IFRS サステナビリティ開示基準の基本的な基準構成



（出所）IFRS, “IFRS Sustainability Disclosure Standard,” June 2023 より野村資本市場研究所作成

¹ FASB「サステナビリティ基準委員会（SSBJ）の設立及び SSBJ 設立準備委員会の設置について」2022 年 12 月 20 日。

² IFRS, “IFRS Sustainability Disclosure Standard,” June 2023.

³ 日本では、一般目的財務報告書には、有価証券報告書などによる財務報告が該当する。

の合計は 377 兆円であり、東京証券取引所上場企業の時価総額 843 兆円に占める割合は、44.7%まで増加している⁴。

金融庁は、SSBJ の公開草案を踏まえ、「記述情報の開示に関する原則」の改訂を行うことで、具体的な開示内容について対応することを予定している。同原則は、企業情報の開示について、開示の考え方、望ましい開示の内容や取り組み方を示すものであり、実務の上で有用な原則となっている。

公開草案は、サステナビリティ開示基準の策定を目的としていることから、適用対象企業を定めていないが、2024 年 2 月に開催された金融庁金融審議会では、「SSBJ 基準の適用対象については、グローバル投資家との建設的な対話を中心に据えた企業（プライム上場企業ないしはその一部）から始めることが考えられる」⁵との方向性が示されたことを踏まえ、プライム上場企業が適用することを想定している。公開草案の金融商品取引法に基づく法定開示における位置付けは、現時点で明らかにされていないが、開示内容は有価証券報告書に含められることが想定されている。

欧州連合（EU）は、2023 年 12 月、欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）に関する委任規則を公布した⁶。米国証券取引委員会（SEC）は、2024 年 3 月、「投資家のための気候関連情報開示の強化と標準化」を目的とした最終規則を採択した⁷。日本では、2025 年 3 月までに公開草案の最終化が予定されている。その後、金融庁は、法定開示への 2027 年 3 月期からの適用に向けて検討を進める予定である⁸。このように日本のサステナビリティ開示基準の位置付けが明確になったことを踏まえ、投資家及びグローバル企業は、先行する欧米の開示要請との違いを整理することが重要となる。

本稿では、IFRS サステナビリティ開示基準と比較し、SSBJ による公開草案独自の主な開示要件を整理した上で、連結財務諸表との整合性と比較可能性を損なう懸念を指摘する。

Ⅱ 公開草案の基準構成と概要

1. 公開草案の基本的な基準構成

公開草案の基本的な基準構成は、ユニバーサル基準とテーマ別基準から成り、テーマ別基準は、一般開示基準と気候関連開示基準に二分される（図表 2）。

⁴ 日本取引所グループ「『会計基準の選択に関する基本的な考え方』の開示内容の分析」2023 年 7 月 24 日。

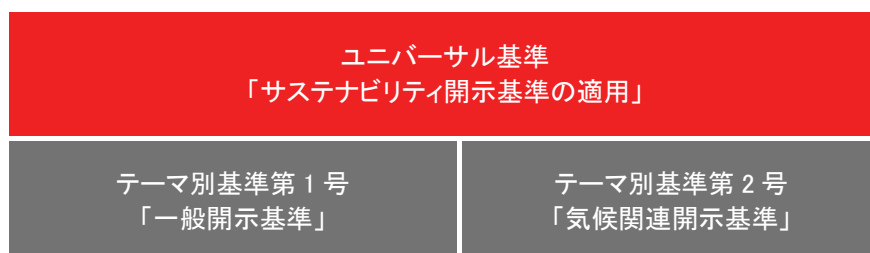
⁵ 金融庁「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関する検討」2024 年 2 月 19 日。

⁶ 板津直孝「欧州サステナビリティ報告基準に関する委任規則の公布－欧州委員会による開示要件の緩和と日本企業の対応－」『野村サステナビリティクォーターリー』2024 年春号を参照。

⁷ 板津直孝「気候関連情報開示規則の米国 SEC による採択－スコープ 3 開示要件の削除を含む遵守負担の軽減－」『野村サステナビリティクォーターリー』2024 年春号を参照。

⁸ 金融庁「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ（第 1 回）事務局説明裁量」2024 年 3 月 26 日。

図表 2 公開草案の基本的な基準構成



(出所) SSBJ の各基準案より野村資本市場研究所作成

ユニバーサル基準とテーマ別基準第 1 号は、IFRS サステナビリティ開示基準の全般的な要求事項を定めた IFRS S1 に相当する。ユニバーサル基準では、サステナビリティ関連の開示情報を作成する際の基本的な事項を定め、テーマ別基準第 1 号では、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関して開示すべき事項を定めている。公開草案は、基準の読みやすさ、一般開示基準と気候関連開示基準との対比のしやすさなどを考慮して、IFRS S1 に含まれる 2 つの全般的な要求事項を分け、開示すべき事項をテーマ別基準に含めることで、3 つの基準構成とした。

IFRS サステナビリティ開示基準に基づく非財務情報は、財務的重要性を概念としていることから、関連する財務諸表に含まれる財務情報を補完するものである。金融商品取引法では、日本会計基準のほかに米国会計基準、IFRS、修正 IFRS（日本版 IFRS）により財務諸表を作成することが認められているが、公開草案は、IFRS S1 と同様に、関連する財務諸表が IFRS に準拠しているか否かにかかわらず、いずれの会計基準に基づいて作成された財務諸表に対しても、補完することができるとしている。

2. テーマ別基準第 1 号「一般開示基準」

テーマ別基準第 1 号は、IFRS S1 と同様に、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報開示を要請し、企業運営の中核的要素を構成する 4 つの柱である、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」に焦点を当てている（図表 3）。

図表 3 サステナビリティ関連財務情報開示の目的

ガバナンス	戦略	リスク管理	指標及び目標
サステナビリティ関連のリスク及び機会をモニタリングし、管理し、監督するために企業が用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続に関する情報	サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略に関する情報	サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするプロセスに関する情報	サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連する企業のパフォーマンスに関する情報

(出所) SSBJ「サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第 1 号」2024 年 3 月より野村資本市場研究所作成

3. テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」

テーマ別基準第1号「一般開示基準」は、IFRS S1と同様に、すべての重要なサステナビリティ関連のリスク及び機会の開示を求めている。気候変動がその一つであると企業が判断した場合、テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」を使用することが求められるが、その他のテーマに関しては、サステナビリティ会計基準審議会（SASB）スタンダードを参照して適用可能性を考慮する。

SASB スタンダードは、11 セクターに属する 68 産業毎に、企業の財務に影響を及ぼす可能性が高いサステナビリティ課題を特定している。同スタンダードは、企業のサステナビリティを分析する視点として、5つの局面（Dimension）である、環境、社会資本、人的資本、ビジネスモデルとイノベーション、リーダーシップとガバナンスを定め、それらに関係する 26 の課題カテゴリー（General Issue Category）を設定している。課題カテゴリーに紐づいている開示項目は、開示トピック（Disclosure Topic）、会計指標（Accounting Metrics）、定義や範囲などに関する指標を提供する技術プロトコル（Technical Protocols）、活動指標（Activity Metrics）から構成されている。

ISSB は、2023 年 12 月、国際的な適用可能性を向上させるために、SASB スタンダードの修正版を公表した⁹。

なお、公開草案では、産業別ガイダンスに相当する内容を含んでいない。IFRS S2 付属ガイダンスの産業別ガイダンスについては、IFRS S2 が、気候関連のリスク及び機会の識別と開示の作成に当たり、同ガイダンスを参照しその適用可能性を考慮することを求めているに留まっていることから、現時点では基準の一部を構成していない。公開草案では、その点を踏まえ、基準の一部を構成することとなった時点で検討することとしている。

III 公開草案独自の主な開示要件

1. 選択適用可能な公開草案独自の主な開示要件

公開草案の一部の開示要件については、報告企業の選択により、IFRS サステナビリティ開示基準に基づき開示することも、公開草案独自の取扱いに基づき開示することもできとしている。この結果、公開草案の適用に当たって、報告企業が公開草案独自の取扱いを選択しない場合は、IFRS サステナビリティ開示基準に基づいた情報が開示されることになる。一方、公開草案独自の開示要件を選択した場合、提供される情報が必ずしも IFRS サステナビリティ開示基準に準拠しないものとなるわけではなく、IFRS サステナビリティ開示基準に準拠したものになる場合もあれば、準拠しないものになる場合もあるとしている。

⁹ IFRS, “International Applicability of the SASB Standards,” December 2023.

ISSB は、IFRS サステナビリティ開示基準をグローバルなベースラインと位置付けた上で、各法域において追加の開示要件を定めることができるとしている。SSBJ は、IFRS サステナビリティ開示基準をそのままの形で取り入れない場合の相当な理由を、ユニバーサル基準において示している（図表 4）。

図表 4 SSBJ 独自の取扱いを定める上での相当な理由

- 国際的な基準の定めによって提供される情報が有用ではない（国際的な基準が多くの選択肢を与えており、比較可能性を損なっている場合を含む。）と判断される場合。
- 国際的な基準の定めによって提供される開示に一定の有用性が認められるものの、企業に過度の負担をかけることが明らかであると判断される場合。
- 周辺諸制度との関係を考慮した結果、国際的な基準の定めをそのままの形で取り入れないことが適切であると判断される場合。

（出所）SSBJ「サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案」2024 年 3 月より野村資本市場研究所作成

IFRS サステナビリティ開示基準の開示要件に代えて、報告企業が適用を選択することができる公開草案独自の主な取扱いとしては、ガイダンスの情報源、報告期間、スコープ 2 温室効果ガス（GHG）排出、気候関連のリスク及び機会、報酬がある。

1) ガイダンスの情報源

公開草案では、IFRS 財団によって「SASB スタンダード」が改正された場合、自動的に改正後の同基準を参照しその適用可能性を考慮することを求めず、改正後の同基準の日本語訳が利用可能になる十分な期間をとることを認めている（図表 5）。

図表 5 ガイダンスの情報源

IFRS S1 全般的要求事項	ユニバーサル基準公開草案
（改正後の）SASB スタンダードを参照し、その適用可能性を考慮しなければならない。	改正後の SASB スタンダード（SSBJ による日本語訳を予定）を参照し、その適用可能性を考慮する。

（出所）IFRS, “IFRS S1,” June 2023 及び SSBJ「サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案」2024 年 3 月より野村資本市場研究所作成

2) 報告期間

公開草案では、サステナビリティ関連財務情報開示は、別段の定めがある場合、関連する財務諸表と異なる期間で報告できるとしている（図表 6）。

例えば、GHG 排出の測定にあたり、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」（温対法）の対象企業が、温対法により測定した GHG 排出量を報告することを選択した場合、既に当局に提出した GHG 排出量のデータのうち、直近のものをを用いなければならない。

図表 6 報告期間

IFRS S1 全般的要求事項	ユニバーサル基準公開草案
関連する財務諸表と同じ報告期間を対象としなければならない。	財務諸表と異なる選択可能な報告期間 ● 当局に提出した温対法による直近の GHG 排出量のデータの算定期間 ● 法令の要請により報告する指標の算定期間

(出所) IFRS, “IFRS S1,” June 2023 及び SSBJ 「サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案」 2024 年 3 月より野村資本市場研究所作成

3) スコープ 2 排出量

公開草案では、電気の使用に伴う GHG の間接排出であるスコープ 2 の排出量について、ロケーション基準による排出量の開示に加えて、企業が有している場合は契約証書に関する情報又はマーケット基準により測定した排出量のいずれかの開示を要請している（図表 7）。

スコープ 2 排出量の測定に当たっては、ロケーション基準とマーケット基準の 2 つの測定方法がある。ロケーション基準は、地域、地方、国などの特定された場所におけるエネルギー生成に関する平均的な排出係数を用いてスコープ 2 排出量を測定する方法をいう。マーケット基準は、企業が購入した電力の排出係数によってスコープ 2 排出量を測定する方法をいう。なお、契約証書の情報には、マーケット基準での排出量が含まれることがある。

ロケーション基準は、電気消費量を一定と仮定した場合、所在地等の特定の場所における平均的な排出率が改善されないときは、排出量を削減できない。マーケット基準は、報告企業が実際に購入した電気の排出量が測定されるため、ロケーション基準よりも企業の排出の実態を反映するが、適時に情報を入手できないこともある。

公開草案では、比較可能性が高いロケーション基準に加えて、企業の排出削減の努力が反映されるマーケット基準による数値も開示することが、情報利用者にとって有用であるとしている。

図表 7 スコープ 2 排出

IFRS S2 気候関連開示	気候関連開示基準公開草案
● ロケーション基準により測定した GHG 排出量 ● 契約証書に関する情報(有している場合)	● ロケーション基準により測定した GHG 排出量 ● 契約証書に関する情報(有している場合)又はマーケット基準により測定した GHG 排出量

(出所) IFRS, “IFRS S2,” June 2023 及び SSBJ 「サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第 2 号」 2024 年 3 月より野村資本市場研究所作成

4) 気候関連のリスク及び機会に関する産業横断的指標等

公開草案では、気候関連の移行リスク、物理的リスク及び機会に関する産業横断的指標等に関連して、企業が表現しようとするものをより忠実に表現できる方法を認め

ることが適切と考え、規模に関する情報の開示も認めている（図表 8）。

具体的には、気候関連の移行リスク及び物理的リスクに対して脆弱な、及び気候関連の機会と整合した、資産又は事業活動の金額及びパーセンテージ、又は、資産又は事業活動の規模に関する情報の少なくともいずれかの事項を開示する。

図表 8 気候関連のリスク及び機会に関する産業横断的指標等

IFRS S2 気候関連開示	気候関連開示基準公開草案
気候関連のリスク及び機会に関する産業横断的指標等についての次の事項の開示 ● 資産又は事業活動の金額及びパーセンテージ	気候関連のリスク及び機会に関する産業横断的指標等についての少なくとも次のいずれかの開示 ● 資産又は事業活動の金額及びパーセンテージ ● 資産又は事業活動の規模に関する情報

（出所）IFRS, “IFRS S2,” June 2023 及び SSBJ 「サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第 2 号」 2024 年 3 月より野村資本市場研究所作成

5) 報酬に関する産業横断的指標等

公開草案では IFRS S2 と同様に、気候関連の評価項目が役員報酬に組み込まれている場合、組み込む方法及び役員報酬のうち気候関連の考慮事項と結び付いている部分の、パーセンテージの開示を要請している。しかし、必ずしも気候関連の評価項目とそれ以外の評価項目に区分して識別できるとは限らないと考えられる。

公開草案では、気候関連の評価項目に係る部分を区分して識別できない場合は、その旨を開示した上で、気候関連の評価項目を含む評価項目全体について、組み込む方法及び評価項目と結び付いている部分のパーセンテージに関する情報を開示することができるとしている（図表 9）。

図表 9 報酬に関する産業横断的指標等

IFRS S2 気候関連開示	気候関連開示基準公開草案
役員報酬のうち気候関連の考慮事項と結び付いている部分のパーセンテージ	気候関連の評価項目が役員報酬に組み込まれているものの、他の評価項目と区分して識別できない場合は、その旨を開示し、気候関連の評価項目を含む評価項目全体について開示

（出所）IFRS, “IFRS S2,” June 2023 及び SSBJ 「サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第 2 号」 2024 年 3 月より野村資本市場研究所作成

2. 公開草案が独自に追加した主な開示要件

公開草案の一部の開示要件については、IFRS サステナビリティ開示基準にはない開示要件が追加されている。なお、追加の開示は、IFRS サステナビリティ開示基準に基づく開示情報を作成する過程で、入手する情報の範囲内で作成できるものに限定されている。

1) GHG 排出の絶対総量の合計値

公開草案では、スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 の GHG 排出の絶対総量を区分して開示することに加えて、合計値の開示も要請している（図表 10）。

図表 10 GHG 排出の絶対総量の合計値

IFRS S2 気候関連開示	気候関連開示基準公開草案
● GHG 排出の絶対総量は 3 つのスコープに区分して開示する。	● GHG 排出の絶対総量は 3 つのスコープに区分して開示することに加えて、 ● 3 つのスコープの合計値も開示する。

（出所）IFRS, “IFRS S2,” June 2023 及び SSBJ 「サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第 2 号」 2024 年 3 月より野村資本市場研究所作成

開示要件の追加は、情報利用者が 3 つのスコープの GHG 排出の絶対総量の合計値を把握し、企業が晒されている気候関連リスクの全体像を理解した上で、具体的にどのスコープの GHG 排出が多いのか、掘り下げて分析することが多いと考えられるなどの理由によるとしている。

2) GHG プロトコルとは異なる方法による測定

企業は、日本の温対法のように、法令等により自国の測定方法に従って GHG 排出を報告することが要求されている場合がある。公開草案では IFRS S2 と同様に、遵守負担の軽減を目的として、法域の当局又は企業が上場する取引所が、GHG 排出を測定する上で、GHG プロトコル「企業算定及び報告基準」¹⁰とは異なる方法を用いることを要求している場合、当該方法を用いることができるとしている。

公開草案では、報告企業が GHG プロトコルとは異なる方法により測定することを選択し、かつ、GHG プロトコルとは異なる方法により測定した GHG 排出量に重要性がある場合、その内訳として、GHG プロトコル及び異なる方法により測定した排出量を分解して、3 つのスコープに区分した絶対総量及び合計値を追加して開示することを求めている（図表 11）。

図表 11 GHG プロトコルとは異なる方法による測定

IFRS S2 気候関連開示	気候関連開示基準公開草案
追加の開示に該当する要請事項はない。	GHG プロトコルとは異なる方法を選択し、当該排出量に重要性がある場合、GHG プロトコル及び異なる方法により測定した排出量を分解して開示する。

（出所）IFRS, “IFRS S2,” June 2023 及び SSBJ 「サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第 2 号」 2024 年 3 月より野村資本市場研究所作成

¹⁰ The Greenhouse Gas Protocol, “A Corporate Accounting and Reporting Standard,” 2004.

3) スコープ 3 排出

公開草案では、スコープ 3 排出について、GHG プロトコル「コーポレート・バリュー・チェーン（スコープ 3）算定及び報告基準」¹¹に基づき、カテゴリ別のスコープ 3 排出量の開示を要請している（図表 12）。

図表 12 スコープ 3 排出

IFRS S2 気候関連開示	気候関連開示基準公開草案
● スコープ 3 排出の測定に含めたカテゴリを開示する。	● カテゴリ別のスコープ 3 排出量を開示する。 ● GHG プロトコルとは異なる方法によるため、カテゴリ別に排出量を開示できない場合、カテゴリの名称を開示する。

（出所）IFRS, “IFRS S2,” June 2023 及び SSBJ 「サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第 2 号」 2024 年 3 月より野村資本市場研究所作成

IFRS S2 は、スコープ 3 排出の測定に含めたカテゴリの開示を要請しているが、公開草案では、性質や時間軸が異なる、さまざまな活動に関連する GHG を排出源別に示すことなどを重視し、カテゴリ別の排出量の開示を要請している。

IV 連結財務諸表との整合性と比較可能性

1. GHG 排出量の報告要請に適した組織境界の設定

公開草案の気候関連開示基準は、IFRS S2 と同様に、スコープ 1 及びスコープ 2 排出について、報告企業（親会社及び連結子会社）に関するものと、その他の投資先に関するものとに分解して開示しなければならないとしている。その他の投資先には、関連会社、共同支配企業及び非連結子会社が含まれる。

公開草案の結論の背景（BC126）によると、同規定は、報告企業に含める GHG 排出の範囲を決定する組織境界の設定方法として、「持分割合アプローチ」を選択した場合に、連結される GHG 排出量が反映されるようにするために定めを設けている。

事業には、完全所有の子会社、関連会社、ジョイントベンチャーなどの様々な法的形態や組織構造がある。これらは、財務会計上、組織構造及び関連当事者間の取引に応じて、確立された基準に基づいて報告企業に連結される。したがって、報告企業は気候関連情報開示に当たって、GHG 排出量を連結するための組織境界を設定する必要がある。

公開草案では、組織境界の設定方法としては、GHG プロトコルに基づき、「持分割合アプローチ」と「支配力アプローチ」の選択適用を認めている。支配力アプローチを用いる場合は、「財務支配力アプローチ」と「経営支配力アプローチ」のいずれかの基準に基づき組織境界を設定する（図表 13）。

¹¹ The Greenhouse Gas Protocol, “Corporate Value Chain (Scope 3) Accounting and Reporting Standard,” 2011.

図表 13 GHG プロトコルにおける組織境界の設定方法

持分割合アプローチ	子会社等の投資先の GHG 排出量のうち、持分割合相当を報告企業の GHG 排出量に含めるアプローチをいう。持分割合は、報告企業が対象事業から生じるリスクと利益に対して持つ経済的権利を反映する。
財務支配力アプローチ	子会社等の投資先の活動から経済的利益を得る目的で、契約等により当該投資先の財務方針を決定する力を持つ場合、持分割合によらず、経済的実質を反映する割合によって、当該投資先の GHG 排出量を報告企業の GHG 排出量に含めるアプローチをいう。
経営支配力アプローチ	子会社等の投資先の意思決定機関に対する支配力を通じて、当該投資先の経営方針を決定する力を持つ場合、持分割合によらず、当該投資先の GHG 排出量の 100%を報告企業の GHG 排出量に含めるアプローチをいう。

(出所) SSBJ「サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第2号」2024年3月より野村資本市場研究所作成

GHG プロトコルが組織境界の設定方法の選択適用を認めているのは、報告企業が自らの事業活動と GHG 排出量の報告要請に最も適したアプローチを選択する必要があるからであり、GHG プロトコルがどのアプローチを選択すべきかに関して提言するものではないからである。GHG プロトコルは、GHG 排出量の報告要請の目的に従ったアプローチの選択の方法を例示している。主な例示としては、以下がある。

①経済的実質の反映

ある活動から経済的利益を得ている事業者は、その活動に起因する GHG 排出量の責任も負うべきである。そのことは、持分割合アプローチの適用により達成できる。同アプローチは、GHG 排出責任を事業活動に対する経済的権利に応じて割り当てるものだからである。

②対政府報告及び排出量取引制度

政府による規制においては、常に遵守状況を監視して遵守を強制する必要がある。遵守の責任は概して、運営主体に対する持分割合の保有者や財務支配力を持つグループ会社ではなく、施設の運営主体にあるため、政府は経営支配力アプローチでの報告（施設レベルをベースにしたシステムを通じての報告又は一定の地理的境界内のデータの連結を伴う報告）を要請する。例えば、EU 域内排出量取引制度（EU-ETS）は、排出許可証を一定の施設の運営主体に配分している。

③財務的責任及びリスク管理

財務的責任は、排出事業に対する持分割合又は財務支配力を持つグループ会社が負うことが多い。したがって、リスク評価のためには、持分割合アプローチ及び財務支配力アプローチに基づく報告が完全な実像を示す。とりわけ、持分割合アプローチに従えば、財務的責任及びリスクを最も包括的にカバーする結果となる可能性が高い。例えば、ある事業に対して持分を有しているが財務支配力は有していない事業者は、その事業の支配的な持分を持つ事業者から、GHG 遵守コストの持分割合相当分の負担を要求される可能性が高いからである。

④財務会計との整合性

将来の財務会計基準では、GHG 排出量を負債として、排出枠や排出クレジットを資産として扱う可能性がある。事業者が共同出資事業によって生み出した当該資産と負債を評価する際の GHG 排出量測定に当たっては、財務会計で用いられている連結基準と同じ基準が適用されるべきである。持分割合アプローチと財務支配力アプローチの適用は、GHG 排出量の測定と財務会計との整合性を高めることになる。

公開草案の気候関連開示基準は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書に適用されることが想定されており、情報利用者として投資家を想定し、報告企業に及ぶ財務的な影響を重視する財務上の重要性を概念としている。公開草案に基づく GHG 排出量の報告要請の目的は、報告企業に及ぶ財務的な影響を開示することであり、財務会計との整合性を図ることにある。

公開草案では、GHG 排出量の組織境界の設定に当たって、3つのアプローチのうち1つを選択しなければならないとしている。しかし、公開草案における報告要請の目的に従ったアプローチとしては、連結財務諸表に含まれる事業体と同じ範囲を使用することであり、財務会計で用いられている連結基準と同じ基準が適用されるべきであると言える。選択したアプローチが連結財務諸表に含まれる事業体の範囲と異なる場合は、排出量の測定と財務会計との結合性が損なわれ、連結財務諸表との整合性を損なう懸念がある。

2. GHG 排出量の測定と財務会計との結合性

持分割合アプローチは、企業が対象事業から生じるリスクと利益に対して持つ権利の程度である経済的権利を反映する。ある事業から経済的利益を得ている企業は、当該事業活動から発生する GHG 排出量に対するリスクも負うべきであるということである。一般的に、事業のリスクと利益に関して事業者が持つ割合は、事業者がその事業に対して保有する所有権の割合と一致するため、通常、持分割合は所有割合と同義である。そうでない場合には、持分割合が経済的利益の割合に応じていることを確実にするために、法的な所有形態よりも当該事業者が当該事業に持つ関係の経済的実質を優先して適用する。経済的実質が法的形態に優先するというこの原則は、IFRS とも整合している。国際会計基準審議会 (IASB) が 2018 年 3 月に公表した、「財務報告に関する概念フレームワーク」では、「実質優先 (Substance over form)」を定めている¹²。

例えば、IFRS 第 12 号では、ストラクチャード・エンティティの概念を導入している。同エンティティは、議決権又は類似する権利が、誰が企業を連結するかを決定するための有力な要因とはならないようにデザインされる企業として定義されている。連結モデルを定めた IFRS 第 10 号「連結財務諸表」では、連結の 3 要素を示している。投資家は、投資先に対するパワー、投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー

¹² IFRS Foundation, “Conceptual Framework for Financial Reporting,” March 29, 2018.

又は権利、投資先に対して投資家のリターンの額に影響を及ぼすパワーを用いる能力を有する場合にのみ、投資先を連結しなければならない。IFRS 第 10 号が定める連結要素は、一般目的財務諸表の分野において、経済的実質が法的形態に優先する場合があることを示している。

現行の IFRS などの連結会計を踏まえると、経済的実質を優先して適用する持分割合アプローチは、公開草案による報告要請の目的により適合し、財務会計との結合性を図ることができると言える。組織境界の設定において財務会計との結合性を図る動きは、変動持分事業体¹³の概念を持つ米国会計基準を GAAP（一般的に公正妥当と認められている会計原則）とする、米国においても検討が進められた。

3. 日米に共通する整合性と比較可能性の問題

米国証券取引委員会（SEC）が 2022 年 3 月に公表した、気候関連情報開示の強化と標準化を目的とした規則案では、排出量の測定のために組織境界を決定する際に、連結財務諸表に含まれる事業体と同じ範囲を使用することを要請した¹⁴。しかし、化石燃料企業や共和党からの規則案発効の反対が相次いだため、SEC は報告企業の遵守負担の軽減を図り、最終規則において異なる範囲を選択することを容認した。パブリックコメントによると、多くの SEC 登録企業は GHG プロトコルの経営支配力アプローチを選択しているため、規則案に基づくと関連会社などの排出量を新たに算定する必要があることから、遵守負担の軽減が求められた。SEC の最終規則では、組織境界が連結財務諸表に含まれる事業体の範囲と著しく異なる場合、SEC 登録企業に、投資家が理解できるように十分に詳細なこの違いを開示することを要請することで、GHG 排出量の計算に含まれる事業体の範囲について、投資家の側で起こりうる混乱を回避することとした。

組織境界の設定においてアプローチの選択適用を認めることは、連結財務諸表との整合性に加えて、比較可能性を損なう懸念もある。他の企業に対して同一の投資をする 2 つの企業が、異なるアプローチを選択することによって、当該投資に関して異なる GHG 排出量を報告する可能性があるからである。これらの論点は、サステナビリティ開示の情報利用者として投資家が想定され、財務上の重要性を概念とする、日米の法定開示に共通の問題として指摘できる。

関連会社などからの排出データの入手が困難である可能性を考慮し、遵守負担の軽減を図る場合は、その他の投資先を除き、報告企業（親会社及び連結子会社）に関するスコープ 1 及びスコープ 2 排出量の測定については、アプローチの選択適用とせず、財務会計で用いられている連結基準と同じ基準の適用を要請することが考えられる。これにより、GHG 排出量の測定において財務会計との結合性を高め、連結財務諸表との整合性と比較可能性をより確保することができると言える。

¹³ 変動持分を通じて意思決定に係るパワーを有する事業体（Variable Interest Entities）。

¹⁴ SEC, “The Enhancement and Standardization of Climate-Related Disclosures for Investors,” March 21, 2022.